令和８年（フ）第９０５号
埼玉県川口市弥平３丁目２番４号　フレンドハイツ202号
破産者　石井　勇二
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９２１号
埼玉県川口市本前川３丁目２番21号
破産者　市川　智也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１３８号
埼玉県川口市東領家１丁目11番５号　坂井マンション303号
破産者　小倉　麻衣
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３０５号
埼玉県坂戸市泉町６番17号
破産者　井形　茂雄
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５０９号
埼玉県狭山市大字水野639番地の11
破産者　山田　実香
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２７７３号
横浜市西区中央２丁目５番14―101号
破産者　吉池香奈子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４７号
川崎市麻生区東百合丘１丁目１番16号
破産者　赤塚　正男
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４８３号
川崎市多摩区中野島２丁目５番16号　メゾンアイ　302
破産者　中濱　　蓮
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５００号
川崎市川崎区伊勢町17番３―110号　ジェノヴィア川崎鈴木町スカイガーデン
破産者　柏　了太郎
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５１４号
川崎市中原区井田２丁目26番13号
破産者　鈴木　紫音
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５７１号
川崎市宮前区白幡台２丁目３番地１　白幡台住宅　４―410
破産者　七里　　滋
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第９２号
岐阜市岩崎1154番地３　（ドゥナーレ長良Ⅱ501）、前住所岐阜市大洞桐が丘２丁目21番地
破産者　木村　将之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２１０号
岐阜県各務原市那加柄山町70番地（クレア柄山Ｂ　101）、前住所岐阜県各務原市那加巾下町71番地１
破産者　小島　慎吾
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１０６号
名古屋市西区貴生町３番地　ＹＧＭマンション上小田井４Ｂ号、開始決定時の住所名古屋市中区新栄１丁目14番22号　エスリード栄エステージ1205号
破産者　山添　建彦
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３８１号
名古屋市中区錦２丁目５番14号　ＴＱレジデンス名古屋錦704号
破産者　大塩　　優
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４１６号
愛知県半田市板山町13丁目106番地　マリン半田板山305号室、従前の住所愛知県半田市板山町13丁目106番地　エスポワールＫ・Ｚ305号室
破産者　二村　桂代
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５０１号
愛知県春日井市八田町７丁目10番地49
破産者　鬼頭　和江（旧姓堀口）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３２号
名古屋市港区須成町３丁目19番地　須成ハイツ105号、従前の住所岐阜県各務原市川島河田町1240番地３
破産者　内田　　博
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０９号
愛知県大府市長草町山口39番地の２、従前の住所愛知県日進市栄４丁目1307番地　グランドハイツ日進401
破産者　小島　睦美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部